

入 札 説 明 書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

（１）賃貸借物品の名称及び数量

軽自動車（1BOX スタイル：乗用タイプ、新車） 1 台

（２）賃貸借物品の仕様

別添平自動車 1 台の賃貸借契約仕様書（以下「仕様書」という。）及び仕様書の別紙の車両仕様（以下「車両仕様」という。）のとおり

（３）賃貸借期間

令和元年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 31 日まで

（４）引渡し期限

令和元年 9 月 1 日

（５）借入場所

仕様書のとおり

2 公告の日

令和元年 6 月 2 日

3 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）平成 30 年鳥取県告示第 519 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の賃借の自動車に登録されている者であること。

（３）令和元年 6 月 2 日（日）から令和元年 6 月 2 5 日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）令和元年 6 月 2 日（日）から令和元年 6 月 2 5 日（火）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（５）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（６）自動車のリース契約を締結し、平成 28 年 6 月 3 日（金）から令和元年 6 月 2 日までの間にその履行を完了した実績又は現在履行している実績を有する者であること。

（７）１の（１）に示した物品を所有し（令和元年 6 月 2 5 日（火）以降に取得する場合を含む。）、引渡し期限までに借入場所に納入することができる者であって、かつ鳥取県中部地域内において当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに

提供できるものであること。

4 契約をする者

倉吉市駄経寺町2 1 2 番地5
公益財団法人鳥取県文化振興財団
鳥取県立倉吉未来中心 館長 野崎淳

5 契約担当部局

鳥取県立倉吉未来中心総務部総務課

6 配布資料

- ・仕様書
- ・入札参加資格確認書 (様式第1号)
- ・質問書 (様式第2号)
- ・委任状 (様式第3号)
- ・車両仕様調書 (様式第4号)
- ・入札書 (様式第5号)
- ・契約保証金免除申請書 (様式第6号)
- ・契約金額各月内訳書 (様式第7号)

7 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒682-0816 倉吉市駄経寺町2 1 2 番地5
鳥取県立倉吉未来中心総務部総務課
電話 0858-23-5385 ファクシミリ 0858-47-0255
電子メール mirai@miraichushin.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒682-0816 倉吉市駄経寺町2 1 2 番地5
鳥取県立倉吉未来中心総務部総務課
電話 0858-23-5385 ファクシミリ 0858-47-0255
電子メール mirai@miraichushin.jp

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、令和元年6月2日(日)から同年6月15日(土)までの日にインターネットのホームページ(<http://www.miraichushin.jp>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和元年6月2日(日)から同年6月15日(土)(休館日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年6月25日(火)午後2時00分。

イ 場所

倉吉市駄経寺町2 1 2 番地5 鳥取県立倉吉未来中心セミナールーム6

8 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第2号）を作成し、ファクシミリまたは電子メールにより7の（1）の場所に令和元年6月15日（土）午後5時までに提出することとし、原則として訪問による質問は受け付けられないものとする。

(2) 疑義に対する回答

（1）の質問については、令和元年6月18日（火）正午までにファクシミリ或いは電子メールにより、質問者及び他の参加者全員に対して行う。

9 入札参加者に要求される事項

（1）（2）の事前提出物各1部を7の（1）の場所に令和元年6月18日（火）午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 事前提出物

ア 入札参加資格確認書

様式第1号により作成する。

イ 3の（6）を証するもの（契約書の写し等）

ウ アフターサービスの体制等（様式任意）

（ア）迅速な保守、点検、修理その他のアフターサービスができることを証する書類（メンテナンスサービス体制図等）

（イ）入札者と車両の保守業者が異なる場合は、本件入札に係る車両の保守に関して、契約期間を通して保守業者の支援が確約されていることを証するもの

エ 本件公告で貸付けようとする物品のメーカー及び車種、車両型式、排気量等を記載したもの（車両仕様調書（様式第4号））

10 入札参加資格の審査について

（1）9により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和元年6月22日（土）までに通知する。

（2）（1）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立倉吉未来中心館長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和元年6月23日（日）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（3）（2）により説明を求められた場合、鳥取県立倉吉未来中心館長は、説明を求めた者に対して令和元年6月24日（月）までに回答する。

11 入札条件

（1）入札は、紙入札による。

（2）入札書（様式第5号）は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して、提出すること。

（3）入札金額は、賃貸借期間中の賃貸借料（賃貸借及びメンテナンス等に要する一切の諸経費を含む。）の総額から現有車両の下取り価格を減じた額あるいは現有車両の抹消登録手続き並びに処理に要する一切の諸経費を加えた額とし、様式第5号の入札金額の内訳に月額賃貸借料を記載した後、当該自動車の月額賃貸借料にそれぞれ賃貸借月数を乗じて得た金額の合計額（以下「入札金額」という。）とすること。

- なお、様式第5号の入札金額の内訳に記載する月額賃貸借料は、消費税及び地方消費税を含めた金額とすること。併せて内訳の（注）にあるとおり消費税及び地方消費税の額を記載すること。
- (4) 契約に当たっては、入札書に記載された入札金額をもって契約金額とする。ただし、契約締結後、消費税法（昭和63年法律108号）等の法令改正により消費税率、引き上げ時期等が変更になった場合には、原則として改正内容に応じて変更する。
- なお、落札者は、落札の通知を受けた後、直ちに各月の契約金額の内訳を記載した契約金額各月内訳書（様式第7号）を、7の（1）の場所に提出すること。
- (5) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を持参又は郵便等の方法により提出すること。
- イ 入札執行中にあっては、入札辞退届を持参又は郵便等の方法により提出すること。
- (7) 代理人をして入札させようとするときは、入札を行うまでに委任状（様式第3号）を7の（1）の場所に提出しなければならない。
- (8) 委任状の宛名及び入札書の宛名は「鳥取県立倉吉未来中心 館長 野崎淳」とすること。
- (9) 再度入札は2回とする（初度入札と併せて3回とする。）。
- (10) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (11) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、提出すること。また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- (12) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所を押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (13) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (14) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

13 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札
- (3) 委任状のない代理人のした入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (4) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (5) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (6) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (7) 次の入札書による入札は無効とする。

ア 記名押印のない入札書

イ 鉛筆で記載した入札書、金額の不鮮明な入札書

ウ 金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書

エ 「入札金額」と「入札金額の内訳の合計金額」が一致していない入札書

オ 「入札金額の内訳の合計金額」が車両仕様番号ごとの「月額賃貸借料×賃貸借月数」を合計した額と一致していない入札書

カ 「入札金額の内訳の月額賃貸借料」にそれぞれ「賃貸借月数」を乗じて得た金額が、「月額賃貸借料×賃貸借月数」欄の金額と一致していない入札書

(8) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書に違反した入札

14 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

15 契約書作成の要否

要

16 手続における交渉の有無

無

17 その他

(1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

(2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

(3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び事前提出資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

(4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

- (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (5) 13 の（2）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第6号）を、7 の（1）の場所に提出すること。